

三田市保育所の管理に関する条例案に対する反対討論

二〇〇三年十二月二十二日（月）

日本共産党 藤木くにあき

私は、日本共産党を代表して、「三田市保育所の管理に関する条例案」に反対の討論をおこないます。

「三田市保育所の運営を株式会社代行させる」という今回の提案は、今後の保育のあり方を大きく左右する極めて重要な問題です。

私は、この提案が、保育の充実につながるのかどうかを詳しく検討するという立場から、質疑にとりくんでまいりました。しかし、市長から、納得のいく説明を得ることは、残念ながらできませんでした。

今回の提案に反対する主な理由を述べたいと思います。

第一に、保育の充実のためには、保育士、調理員の長い経験と、研修の積み重ね、保育士、調理員のチームワーク、保育士、調理員と保護者の信頼関係などが必要です。

しかし、（仮称）庄原市総合サービス株式会社は、今から設立しようとするもので、当然のことながら保育や調理をおこなってきた実績は全くありません。保育士、調理員も、全て新規に採用される社員となり、保護者との信頼関係もゼロからの出発となります。

また、直営の保育所と、株式会社の代行する保育所との人事交流はありえないため、お互いの経験を十分共有しあうことができなくなってしまいます。さらに、直営の保育所と、株式会社の代行する保育所の保育士、調理員の賃金に大幅な格差が生じるため、同じ庄原市が設置した保育所に働く保育士、調理員として、チームワークづくりができなくなってしまいます。これでは、保育の充実はできないのではないのでしょうか。

第二に、関係する保護者、地域住民のみなさんに、十分説明することなく、理解も得ないまま 条例化しようという提案だからです。

第三に、保護者のみなさんや地域住民のみなさんが、株式会社の代りに理解を示さないかぎり、延長保育の拡大も、低年齢児の定員拡大もやらないという提案だからです。

延長保育の拡大や低年齢児の定員拡大は切実な課題であり、株式会社の代行問題とは切り離し、早急に実施すべきではないでしょうか。

本来、地方自治法第二四四条の二第三項は、保育所の「設置の目的を効果的に達成するため必要があるとき」に限って、その管理を民間事業者等のなかから指定する「指定管理者」に代行させることができるというものです。

今回の提案は、「保育所の設置の目的を効果的に達成する」という要件を残念ながら満たすとは考えがたく、条例化すべきではないと判断いたしました。以上で私の反対討論といたします。